

倉敷市動物愛護管理審議会議事録

日時 令和元年7月19日(金) 13:30~15:30

場所 倉敷市保健所 202会議室

出席者 國近会長・垣野副会長・浅野委員・今林委員・生水委員・亀森委員・亀山委員・松本委員・安原委員・湯川委員・横溝委員

以上11名

欠席者 0名

傍聴者0名 報道機関0社

1. 開会

参事挨拶

事務局：

本日の出席委員は11名で委員総数の半数以上が出席でありますので、倉敷市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第12条第2項の規定により会議が成立することをご報告いたします。また、本日は、報道の方、傍聴の方がおられないことも御報告させていただきます。資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認ください。1ページから12ページが本日の説明資料です。13ページから23ページが参考資料1、24ページから25ページが参考資料2、26ページから28ページが参考資料3、29ページから40ページが参考資料4、41ページから64ページが参考資料5、65ページから66ページが参考資料6、67ページから68ページが参考資料7です。お手元の資料の中に、1か所訂正がございます。スライドご覧ください。資料の7ページについてですが、スライドにお示ししているとおりに左側の表の赤線部20,000円から25,000円の施設数がお手持ちの資料では2になっていますが、これを2から3へ修正をお願いいたします。よろしいでしょうか。資料を確認されましたところで、司会進行を國近会長にお願いしたいと思います。会長どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議事

会長：

それでは第2回目になりますが本年度では1回目の倉敷市動物愛護管理審議会をすすめさせ

ていただきます。まず、最初に事務局の方から説明がございますので説明をお願いします。

事務局：

それでは、お手持ちの説明資料を正面のスライドに映しますので、それも見ながら聞いてください。手元の資料の1ページ目からご覧ください。(次スライドをお願いします。) 前回の審議会で動物愛護管理審議会の経緯について皆様のご説明いただきましたが、参考資料1に平成22年に動物愛護管理審議会から出された答申の内容を諮問と併せてつけさせていただいております。その内容は14ページから23ページ目になります。ご覧ください。その中に、避妊去勢手術についてふれられている部分がありますので、説明させていただきます。画面と同時にご覧ください。21ページ目のウ、避妊手術についてです。その部分を前のスライドに示しています。内容を読ませていただきます。

保健所で収容した猫のうち9割以上が子猫であり、猫においては、避妊去勢手術の徹底が有効と考える。避妊手術をしていない猫は容易に繁殖する。その結果、飼い猫が飼い主の管理能力以上に増えてしまい、不適正飼養の状態に陥る人もいる。それは、所有者不明猫の増加にもつながる。したがって、飼い猫だけでなく、所有者不明猫を削減するためにも避妊去勢手術は必要である。避妊去勢手術については、国からも推奨されており、また、動機づけのため、手術費用の一部をわずかながら助成している中核市もある。手術は本来飼い主が行うべきであり、手術時の助成については慎重を期すべきである。しかし、引き取り数が減少しない場合は、他市の助成制度の導入も考慮してください。猫の避妊手術については、このような内容で答申をいただきました。(次のスライドをお願いします。)

全国の中核市の猫の不妊・去勢手術助成制度の状況をスライドにお示ししました。お手持ちの資料の65ページ、66ページについても参考にご覧ください。全国の中核市のうち猫の不妊・去勢手術について何らかの助成制度を設けているのは、平成21年度の第4回審議会が開催された当時の平成20年度の実績は41中核市の内13市で31.7%でした。しかし、平成30年度は、中核市は58市になり、助成制度を設けている市も38市で65.5%と大幅に増えております。その助成金額の幅は、雌の不妊手術の場合は3,000円から10,000円範囲で平均は7,550円、雄の去勢手術の場合は2,100円から10,000円範囲で平均は4,780円です。(スライド次をお願いします。)

次のスライドは猫における助成制度の有効性についてです。助成を実施している中核市は38

市ありますが、多数の自治体で不妊・去勢手術の啓発・指導に有効であるという意見がありました。それ以外では、猫の引取数または苦情数が減少傾向にある。という意見がありました。(スライド次をお願いします。)

5ページのグラフは、比較的最近、つまり平成20年度以降に猫への手術助成制度を導入した西日本の中核市および岡山市の5つの自治体における猫の引取数の変化をグラフに示したものです。左側が猫の不妊・去勢手術への助成制度導入直前の引取数です。右側が平成29年度の引取数で、導入後、数年から長いところで10年経過しています。いずれの自治体も猫の引取数が減少しております。(スライド次をお願いします。)

今回の審議会で審議していただきたい事項は、基本的に4項目ございます。まず①として、猫の不妊・去勢手術助成制度について、設けるべきかどうか。基本的な是非について。続いて②としまして、設けるとするならば、助成対象とする猫をどうするか。つまり、所有者のいない猫とするか、それとも飼い猫や地域猫をどうするか、についてです。続いて③として、助成金額をどのように設定するのが適当か、④は助成対象者について、どういう人もしくは団体とするのが適当か、ということです。これらについて順次ご意見をいただきたいと考えております。4つのそれぞれのご意見をいただきます前に、次のスライドからは前回の審議会でも少しお話をしましたが、猫を取り巻く現状についてお話をさせていただき、続いて、倉敷市の助成金制度化を検討するに至った現状とその制度の全体的なイメージについてお話をさせていただきたいと思っております。そして、それが終わりましたら、その後、この4つの項目についてそれぞれ具体的に審議していただきたいと思っております。(スライド次をお願いします。)

倉敷市の猫をとりまく現状の前に、全国の現在の猫の苦情についてお話しします。参考とした資料としましては、資料の26ページからの少々古いものですが、平成23年の中央動物審議会の資料を参考としました。全国の猫の苦情については猫全体の苦情のうち半数が所有者のいない猫に関するものです。その苦情内容については、猫の存在そのものについて、たとえば捨て猫、野良猫、捕獲保護、引取りについてです。また、糞尿や臭い、他に餌やり、虐待・負傷などがあります。(スライド次をお願いします。)

次のスライドは、平成29年度の全国の猫の引取り状況です。見ていただきますと、引取りの割合としては、飼い猫は18%、所有者不明猫は82%と所有者不明の猫が大多数をしめています。また、収容した猫の70%近くが子猫となっています。(スライド次をお願いします。)

続いて倉敷市です。まず倉敷市の苦情に関してです。飼い猫については、その年年により増減はありますが、常に所有者不明の猫に対する苦情・相談が多い状況にあります。その内訳としましては、やはり、猫の存在そのものに対する苦情である保護・引取りや糞尿などの被害について多く、全国と同じような傾向にあります。また、苦情がどのような地区で起こっているかについてみていただきたいのですが、お手持ちの67ページと68ページをご覧ください。これは平成25年度から29年度までの5年間の猫に関する苦情の累計をあらわしたものです。1地区あたりの1年間の苦情数は感覚的なものですが1から4件がほとんどであり、件数が1年に5件以上ある場合は特異的です。地域ごとに全く苦情がない場合もありますし、単発のみの場合もあります。しかし、累計が10以上の地域になりますと、継続して何年もある場合がほとんどです。(スライド次をお願いします。)

次に倉敷市の猫の収容状況です。収容する猫の85%が所有者不明の猫です。子猫の収容割合は全体の97%にも達しています。つまり、引き取る猫のほとんどが、所有者不明の子猫となっております。(スライド次をお願いします。)

倉敷市の猫の現状について整理しますと、まず、引取数ですが、飼い猫よりも所有者不明の猫の引取りが多くそのほとんどが子猫になります。また、苦情についても所有者不明猫がやはり多いです。苦情で多い内容は、猫がそこに存在していることそのものや糞尿の被害になります。また、苦情の多い地域は他の地域と比べて抜きんでているところがあり、また、その地域の苦情は継続して発生していると思われまます。(スライド次をお願いします。)

では、次になぜ苦情はなくなるか、苦情をなくすにはどうすればよいかについて考えました。なんとはいましても、所有者がいないと飼い方指導ができないといった事が大きいと思われまます。というのも、飼い主がいる場合ですが、不妊・去勢手術を実施し増えないようにすることや、また、他の猫が寄ってこないように餌の管理、他で糞をしないように適切な数のトイレを設置したりして清潔に保つことや、できるのであれば室内で飼うことについて指導します。これらのことについては、所有者のいない猫についてはできません。餌をやっている人がわかる場合もあり、飼い主と同様の指導をすることもありますが、所有者ではないので強く指導することは困難で解決に時間がかかったり、解決できない場合があります。この所有者のいない猫の問題を動物愛護の精神に反せず解決につなげる一番の方法として、繁殖制限が急務であり、手術費用に対して助成金を出し、不妊・去勢手術を促すことで猫を増やさないようにしようと考えました。(ス

ライド次をお願いします。)

続いて、手術費用ですが、費用について市内12の動物病院について聞き取った結果を表に示しました。雄については、一番多い価格帯が10,000円から15,000円で、ついで5,000円から10,000円、20,000円から25,000円が多く、平均が14,120円でした。また、雌については、多い価格帯が20,000円から25,000円で、平均が21,860円でした。繁殖制限には、地域の猫を時間をあけず手術することが効果的であるといわれています。このような費用を何匹も一度に支出するのは、かなり難しいことだと考え、助成制度がやはり必要であると思います。(スライド次をお願いします。)

また、手術費用の一部負担によって繁殖制限を勧める助成制度ですが、費用面以外にもメリットがあると考えます。まず、動物愛護管理の理念の普及啓発として、市の助成金制度を作ることで、猫を安易に殺処分しないことの普及啓発が図れます。続いて、子猫が減少することで保健所の引取り数が減少し、処分数の減少、譲渡に関する労力の省力化が図れます。また、このような制度があることで、繁殖制限について活動している市民を支持し、市民活動を推進することができると考えます。(スライド次をお願いします。)

ただし、このような制度化には懸念もあります。処分をするほうが早いと思う住民からの反対の声が上がる可能性もあります。また、保護をするための餌の管理が中途半端であると、かえって猫を呼び寄せて増やしてしまう恐れもあります。このことから、制度化には、猫の保護を行う地域住民の理解と制度の十分な周知、保護実施中などは、餌の管理を徹底し、かえって猫を増やさないようにするなど、十分に留意する必要があると考えられます。(スライド次をお願いします。)

また、このように制度化をするに当たって、現状希望者がいるかについても検討しております。倉敷市では、5年ほど前から手術目的や保護して飼育する目的での猫の保護器の無料貸し出しを行っております。これが平成30年度の貸し出し実績ですが、所有者のいない猫について申請件数は25件で、保護を希望する猫の数は56匹でした。このことから、猫は飼ってはいないが、保健所に引き渡さず不妊・去勢手術をして数を増やさないようにしたいという人が一定数存在していると思われます。費用の一部助成により、更に希望者の掘り起こしを図れると考えます。(スライド次をお願いします。)

以上、制度化について述べて参りましたが、続いて、助成対象の猫はどの範囲にするかについ

て検討しました。この度の対象について飼い猫は対象とせず、所有者のいない猫を対象にしたいと考えております。所有者がいないという事実は、申請者ひとりの申し出では判断できかねることがありますので、他に占有している人、つまり飼い猫として飼っている人がいないかの証明が必要であると思っております。これは、誤って飼い猫の手術を行わないための措置であり、猫の生息する地域の住民2人以上の証明を考えております。さらに、所有者のいない猫とすることで、TNRのみをする猫に対しても、地域猫に対しても、どちらに対しても助成を行えると考えております。(スライド次をお願いします。)

ここでTNR活動と地域猫活動について、ご説明申し上げます。TNR活動とは、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、保護(Trap)し、不妊・去勢手術(Neuter)を施して、元のテリトリーに戻す(Return)活動です。略して、TNRといたします。続きまして、地域猫活動についてですが、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施して、地域住民の合意の下に管理、管理とは、餌やり、トイレの設置などですが、をする活動です。つまり、地域の合意の下、TNRを行い、地域ぐるみで猫の寿命が尽きるまで猫の飼養管理をすることが地域猫活動です。地域猫活動をするというまでは地域がまとまらないため、TNRまでを行うといったところも多く見受けられます。なお、この地域猫活動については、お手元の資料24ページに載せてあります、平成24年度の動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正する法案に対する附帯決議においても、左側の8項目に「地域猫対策は、猫にかかる苦情件数の低減及び猫の引取数の減少に効果があることをかんがみて官民挙げて一層の推進を図ること。」とあり、国も推奨する活動になります。ただし、地域猫活動については、地域住民の総意の下、猫が死ぬまで猫の管理をする必要があるため、町内会から手術費用、餌代、トイレの管理その他の出費や猫を管理する人など、人的な労力が避けられないため、総意の形成に時間がかかります。総意が得られないこともあります。地域猫活動だけでなく、TNRのみの活動に対しても助成の対象とすることで、出費や猫の管理について、町内会の関与が不要であるため、比較的理解が得やすいと考えます(スライド次をお願いします。)

ここまで所有者のいない猫について話してきましたが、飼い猫については助成金はいらぬかということです。動物愛護法には、所有者が繁殖に対する適切な措置を講じるよう努めなければならぬと飼い主の責務についてうたわれています。また、県内の公益社団法人で飼い猫について既に助成金制度があります。1家庭に1匹のみで年会費1,000円が必要ですが、雌5,0

000円、雄3, 000円の助成が受けられます。以上の理由から、やはり飼い猫はまず飼い主責任で繁殖制限を行わなければならないと考えております。(スライド次をお願いします。)

また、交付の条件としては、手術後、耳にV字の切り込みを入れることを考えております。この措置は、手術をした猫が再度手術されることを防止するために行うものです。環境省の住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドラインにおいても手術の識別方法として挙げられている方法です。資料の60ページをご覧ください。識別方法としましては、他にも耳ピアスやマイクロチップの体への埋め込みなどがあります。このうち、耳ピアスはとれてしまうこともあり不適当と思われれます。また、マイクロチップは手術の有無についても登録できますが、その情報はマイクロチップに直接書き込まれているのではなく、ほとんどの場合、マイクロチップには15桁の数字が書き込まれており、マイクロチップ専用のリーダーで読み取ったその15桁の数字を管理団体に照会して初めて分かります。この飼い主の情報は一般には開示されていないため、マイクロチップでは手術の有無については、すぐにはわかりません。このことから耳へのV字カットを条件とするのが妥当です。また、頭数、匹数に関しては、同じ地域の猫はある程度一度に手術しないと効果的ではないと、活動されているボランティアの方々からお聞きしますので、効果的な結果をだすためにも、予算の範囲内ではありますが、制限は設けないものとさせていただきたいと考えております。(スライド次をお願いします。)

続いて、助成金の手続きの流れのイメージです。まず、最初に交付申請をしてもらいます。その時に予定頭数など必要な情報を添えていただきます。その後手術を施して、手術後に実績を報告してもらい、助成金の上限金額の範囲内で実費を交付させていただきたいと考えています。(スライド次をお願いします。)

次に申請できる者としては次の者を考えています。まず①として団体を考えています。団体とは、動物愛護活動団体であったり、グループ等を考えています。また、この団体は倉敷市内で活動している所有者のいない猫の適正管理を推進する団体で、市内に在住または通勤通学する2名以上の会員で構成されていると考えています。また、申請者が地域住民ではない可能性もありますので、申請、保護には猫の生育地域の自治会の同意が必要と考えています。続いて、②として自治会を考えています。自治会には単に自治会、町内会、町会、区会、地区会、商工会などその地域で自治活動を行う会などが考えられます。(スライド次をお願いします。)

団体の例としてはスライドのような者が考えられます。たとえば、市内で以前からTNRをや

っている方々。増えた猫をなんとか命を守りながら数を減らしていきたいと考える一般のグループ。そして、一般の方とそれを手助けするボランティアのチーム。などです。(スライド次をお願いします。)

また、自治会からの申請としましては、2つ考えています。たとえば、TNRのみしたい。地域住民の合意を得て、地域猫活動がしたい。など、このような場合を考えております。(スライド次をお願いします。)

以上で、この4番目までに関わります説明を終わらせていただきます。ここから、説明した内容を踏まえまして会議次第にありますとおり、それぞれ4つの事項について皆様に審議していただきたいと思います。この4つの審議内容について、次回、答申案といった形で皆様のご意見をまとめさせていただけましたらと思っております。

以上です。ありがとうございました。

会長：

事務局の方から、今日の内容、テーマについて、それと、それにまつわる倉敷市が今後このようなイメージでというような説明がありました。それでは、今日は大きく4つのテーマについて審議が求められておりますので、審議を進めさせていただきたいと思います。まず、最初に猫の不妊・去勢手術助成制度について、倉敷市はこれを実施したいという考えで今説明をされてますが、まず、4つに区切って、制度自身について実施するのか、最終的には実施していけないとなってしまうたら、話が違う方向にも行きますが、いろんな意見があってもいいと思いますので、制度についての意見がありましたら、発言をお願いします。

(1) 猫の不妊・去勢手術助成制度について

会長：

特に不妊・去勢手術について、猫ということで飼い猫、所有者不明猫含まず猫についてというテーマで審議して、後から、するとなっても、どのような猫を対象とするかと制限をかけていくイメージをもっていますので、不妊・去勢手術助成制度、これを設けるということに何か意見がある方はいらっしゃいますか。

一応、イメージでは前回にもありましたが、今回も不妊・去勢手術助成制度については実施することによっては、地域猫も含めて苦情または捨てられる猫等は減っていくという他の自治体の例もあり、私も個人的には、そういう制度はあってもいいのだと思っておりますが、それでは、

この不妊・去勢助成制度について、倉敷市は実施した方がいいというような考えであるので、皆さんそのような考えであるというようなことでよろしいでしょうか。

それでは、不妊・去勢手術助成制度の促進が必要であるということで、我々審議員方でも意見をもっているということで、最終的には答申につなげていくということにさせていただければと思います。

(2) 助成対象とする猫について

会長：

次に、不妊・去勢手術助成制度を実施するにあたって、その助成を対象とする猫について、先ほど倉敷市から、他の自治体の例もありましたが、自治体によっては飼い猫についても実施しているし、飼い主のいない猫にしか実施していない自治体や両方実施している自治体もあるようですが、これについての意見等をお願いします。

倉敷市の示されているイメージでは、飼い主のいない猫としたいという感じですが、その理由で大きいのは飼い主のいる猫については飼い主が責任をもって、まずは実施してもらいたいということが根底にあると説明されていましたが、そのことについて何かご意見、そのとおりでよいという意見でもよいのですが、発言をいただければと思います。

委員：

助成対象の猫が妊娠している場合には、きっちり飼えたらいいのですが、胎児をふくんでいる場合は産ませる方向でいくのか、まあ、妊娠していたら産ませてあげるべきだと思うが、決めたら決めたと、可哀そうな話だとは思いますが、まあ、倫理の範疇に入るので、この場で扱うのは違うような気がしますが、どういうふうにされるのか。あと一点、①の助成制度そのものは、当然、助成制度はあった方がいいと思いますが、現状、平成30年度の倉敷市における猫の引取りの8割以上が幼猫になっていると、これから新たな猫はいなくなるかもしれないけど、避妊去勢をしたからといって幼猫の数が急激に減少するかというと、多分難しいのではないかと思います。だから、今いる幼猫に関してはどういうふうな対策を考えておられるか意向をお聞きしたい。また、幼猫の月齢ですね、生まれてすぐなのか、6か月7か月たつのか、今後、猫の引取数を減らして、かわいそうな猫を1匹でもいなくするためには、現状の猫がどういう構成なのか、例えば引取りをするのにしても、乳飲み子の猫と乳飲み子を終わって5、6か月で初回発情できる状態になるのであれば違ってくるのですが、今は資料がないと思いますが、その辺りをちょっと教え

ていただければと思います。

会長：

まず、胎児の扱いについて、どのように考えるか。この中での審議になると思うので、助成制度を実施するにしても、雌猫が妊娠している場合は、どのように扱うのがいいと思いますか、教えていただけますか。

委員：

現在、提案事業で地域猫活動をさせていただいて3年目になります。倉敷市の美観地区とか駅前辺りで実際に町内会や商店街の皆様と協力して、今、不妊・去勢手術をすすめているところです。その活動の中でもそうですし、町内会とは別の個別のTNRの相談でもそうなんですけど、妊娠している猫がほとんどです。やっぱり、産ませるか産ませないかということは、相談された方とか町内会でよく話し合いをして、産んだ後に受入れ先があるかなど、その時々で、話し合いをしながらすすめていっています。

会長：

今の話は、猫の状態、また地域の状態、理解度によって個々にパターンが違うという、実際の活動されている委員の知見がありましたが、他に何か発言がありませんか。

委員、今の発言でよろしいでしょうか。

委員：

はい。現実的な事ということなので。

委員：

まず、助成制度につきましては、動物を殺してしまうという観点からは反対という立場から助成制度を導入すべきであると思っています。対象猫につきましては、倉敷市の説明を聞きますと、だいたい団体が主だということを理解しました。団体もしくは自治会ということで、また個人であるならば、証明として友人を1人プラスすれば、個人でも対象として受け入れるということではよかったですかね。

会長：

その部分については、倉敷市に説明してもらえばいいと思いますが、一応、考え方としたら、倉敷市が他自治体の例であったり、倉敷市の今現在のイメージ的なものを示されているので、それに我々は審議委員としての、答申として、最終的になんらかの回答をするようになると思うの

ですが、その時に、今の倉敷市の考えが、すべてその通りであるという事でいいのであれば、それでよいですし、そうでなければ、委員が発言されたように、個人ではなくて、もう1人友人でもプラスしてもよいのではないかと、また、極端に言えば、1人でも受け入れることができるという事を、今現在は、倉敷市は考えられているが、我々が答申する時は、それにぴったりでなくてもいいし、場合によっては、抽象的な部分で包括するようなのでいいのではないかと思うし、具体的に示すものでもよいと思います。

委員：

個人でお願いしますとした時に、もし、飼い猫であった場合、よくわからないでしょう。判断する方も本当に飼い猫なのか、野良猫なのか、判定できないと思います。犬であれば、登録制度があるのでわかりますが、猫の場合はわからないと思います。そうしたら、自治会のない地域もありますし、自治会、自治会とよく市は言われますが、市内には自治会がない地域も結構存在していることを考えると、会長からお話がありましたが、冒頭、飼い猫ではない猫を対象にという事務局からの説明がありましたが、私は意見として、飼い猫も含めてもいいのではないかと思います。

会長：

助成制度は導入すべきであると、そして、対象とする猫に飼い猫も含めてもいいのではないかと
いう意見ですね。今の意見も含めてどうですか。

委員：

うちには猫が1匹います。もとは野良猫でした。うちに転がり込んで来て飼いましたが、3年ほどたった去年の5月に突然家を出て行方不明になりました。それが、今年4月に突然帰ってきましたが、右耳をカットされていました。うちの猫は雄猫でしたが、去勢手術はしていませんでしたが。去勢手術をしようとしたのですが、女房が可哀そうだという事ではしていませんでした。行方不明になる前に風邪をひいたのか、咳をしたり、しゃがれ声になって、動物病院へ行ったら気管支炎だということで、しばらく薬をやっていましたが、1週間ぐらいしていなくなりました。これは死んでしまったのかと思っていましたが、帰ってきたわけで、そういう制度が倉敷市内でもあるのでしょうか。TNRをしているところは。

事務局：

正確に把握はしていないのですけれども、TNRだけをされている団体からはやっていますと

ということをお聞きしたこともあります。あと、個人の方でもTNRをやっている、先ほどスライドでお示しましたが、所有者がいないということがわかっている方に対して檻をお貸して、不妊・去勢をしてもどされているというようなことを個人の出費でされている方はいます。倉敷市が把握されていない方もおられると思います。耳をカットするかどうかはわかりませんが、おられます。

委員：

猫の手術ですけど、委員が言われましたように野良猫も飼い猫も区別が難しいと思いますが、うちの猫が飼い猫であると近所の人みんな知っていると思いますが、その猫がほぼ1年間いなくなつて帰ってきたということは、どこかで飼われたということもあるのではないかと思います。そういうことでやっているのかと思って聞いてみたのですが。

会長：

たしかに、猫は室内飼いを行政等は推奨していますが、実際には、まだまだ家の中と外を行き来する猫が多いという実態があり、そして、私が過去に聞いた例では、外と中をうろうろしており自分のところで飼っている猫がよく見ると名前が2つあった。なぜかという2軒の家で飼われていた。お互いにその猫を飼っていると思っていた。その2軒の間を行ったり来たりしていた猫であったという、ちょっと特異な例かもしれませんが、そういうこともありました。猫についての飼い主であるとの証明は登録制度もないことだし、なかなか難しいのではないのでしょうか。行ったり来たりしている猫であったらと思いますが、その辺りのところは、委員、どうですか、意見というか、飼い猫、飼い猫でないというあたりはどうですか。

委員：

家畜じゃない動物ということで、普通は所有権の概念としては、所有の意思があつて占有している。占有というのは自己管理下にあつているという理解でよろしいかと思います。犬はいいですかね。私は犬を飼ったことはないのですが、犬は放し飼いで飼っているとは皆さんの認識はないと思いますので。猫は室内飼いだと間違いないと思います、明らかに占有だと。どうも日本においては飼い猫でも外に放すという習慣があるのもですから、難しくなると思いますが、やっぱり基本的には占有時間の長い、そうしないと管理していると言えないので。2軒で飼っていると言っても、自分のものだと思っているだけで、餌のやっているだけで、実際は管理している時間がなければ、それは2軒の家が所有している猫とは言わないのじゃないかと思います。私は所

有の意思と占有で見分けるのが普通であると思います。

委員：

飼い猫であっても猫を外に出すと糞尿の被害などがあるので、そのへんは保健所の方でも猫の飼い方のマナーを指導していただいていると思いますが、それに加えて、迷子札を首輪につけてもらうということやその首輪がはずれてしまった場合でも首輪がすれて毛が短くなって首輪の跡がついていることもありますし、ある程度一定期間、その猫が来たとしてもすぐには手術せずに、1か月2か月いるという段階で手術しているところです。

委員：

先ほどの質問は、どういう時にこの猫を所有しているかという話でしたよね。それは、飼い主がない猫はどうしたらわかるでしょうという話でしょう。ちょっと観点が違いまして、どういった時に、この猫が自分のものであると言えるかは、例えば、これは実際にあった事案らしいのですが、ボランティア団体の猫のことで、自分の猫と主張して、返せとなった話です。その時は、返せという方が自分が所有者ということで所有権と占有下に置いていて、ただ今は占有から離れているけど、こういう猫を飼っていましたという証明をやったらしいです。先ほど委員がお話されていたのは、飼い主がないということで、不妊手術をして耳をカットしたことが違法でないと、つまり飼い主がないということの証明方法なので、この場合は、所有の意思があるなしの確認をするとすると、本当に管理しているのかどうかということではなくて、飼い主がいると明らかにわかっているのにやってしまうとまずいと常識でわかると思いますけど、法律構成はここではご説明しませんが、所有意思があるか、占有があるかではなくて、飼い主らしき何か証拠があるか。例えば、首輪がついていて名前がついていてチップまで埋め込んでいるような猫が、占有から離れているから飼い主がいらないとは、それはおかしいでしょう。ということです。善意の過失とか、そういう要件がありますが、そうじゃないという事がおわかりになると思いますが。ちょっと観点が違うのですが、この猫は自分のものである、誰々のものであるという証明と所有者がいらないと思って不妊手術を実施したとしても責任をとられないかという要件はちょっと違うということを一応確認させていただきました。すいません、私、この分野あまり得意でないので、上手に説明できないのですが。

委員：

今の一連の話の中で、実際に避妊手術を実施した動物病院に、実は、どこかで飼われていた猫

であるが、飼い主がいない猫だと言われて手術してみたら実は飼い主がいて、飼い主から、なに勝手な事をしたんだと言って病院に怒ってきた場合には、手術を実施した動物病院が悪いのか、頼んだ方が悪いのか、どちらなのか、自分の勉強の件もあるので、教えてほしい。

委員：

先ほどの例でもあるように、悪いのかどうかではなく、責任を問えるかということがある。

委員：

飼い主の意思に反して勝手に手術をしたということ。

委員：

その時には、まず要件として原告側（飼い主）の方は自分に所有権があると特定しないとけない。それができなかつたら、もうそこで終わりです。そちらに不注意があろうがなかろうが。所有の意思があって占有していたが、今は占有から離れてしまった、それでそちらにいた猫が確かに自分の猫と同じ猫であると特定するという問題があり、これをクリアして初めて次の段階にいけるので、まず、たいていそこで挫折します。それをクリアして次に、この人には所有権があって請求権があるとわかったら、次に責任があるかないか、例えば、チップがあるのに所有者のいる猫と気づかないで手術を実施したりすれば問題があるでしょう。次の問題に進むので、仮に所有者だとわかったからといっていきなり自分の方が正しいと証明をするという流れには法律上はない。考え方としても、少なくとも法律の手続きとしてはない。確認をきちんとしていなければ必ず責任をとるのかということとは違います。倫理の問題とか、人道の問題ではなく、法律上に請求されるかと言えば、まず原告としてそもそもなりたつか、なりたなければお医者さんとして不注意であろうが、TNRの団体としていいかげんだったとか、そういう問題にはならない。

委員：

実際に手術等をされている動物病院の先生においては、その辺がすごくナーバスになると思いますし、動物愛護法の改正により犬猫にマイクロチップを埋めることが義務化されるが、猶予期間があり、全部の猫が今すぐマイクロチップを埋めなければならないとなると、どの犬猫でもマイクロチップによりすぐ判明するわけでないとなると、地域の人達にとって十分周知して頂いた上で実施しないと、手術をされる動物病院が余計な心配をすることになる。聞き取りに関しては、1人が2人で、3人であればいいのか、というような話になるので、もうひとり人数がいたらいい

いというものでないと思うので、活動されている人は十分注意されていると思うのですが、制度がしっかり進むに対しては、やっておいたほうがよいと思う。あと、耳をカットするのも、耳カットが一番現実的だと思うが、例えば、左側をカットしたら雄、右側をカットしたら雌とそこまでは考えられていませんか。

会長：

今、耳カットについて実際にやられているところは、個人でやられているのは別としても、多分、雄が右で雌が左ですかね、そのようにわかるよう系統立ててされているところが多いように聞いています。そして、話がちょっとそれて先ほどの話にもどりますが、もしTNR活動をしている人が猫を動物病院に連れてきて、それを不妊・去勢手術したら飼い主がいた。その時、動物病院も責任を問われるか、それとも連れてきたTNR活動をしている人が責任を問われるか。私は、動物病院をしていない第三者の感覚として、連れてきた人が自分の責任で手術をしてくださいと技術者のところへ連れてきたのではないかとイメージしているのですが、それに伴い対価を動物病院はいただきましょうということです。ただ、TNR活動をしているという事で実際の申し出の際は困ることがあるのかもしれませんが、と思うのですが、委員どうですか。

委員：

現実の動物病院の獣医師ですが。現実には野良猫という線引きが我々の現場でも正直困ることが多々あります。連れてこられる猫の中で、名前もついていて、結構きれいで、人懐こくて、明らかにこれ飼われている猫ではないかというのも野良猫ということで来られるケースもあります。ただ、うちの病院とすれば、さっき言われている耳カットが最低条件ということで、野良猫ということで手術させていただく上では耳カットはさせていただきます。それを拒否される場合は、飼っている猫ということで対処させていただいています。で、現場の人間としては、先ほどの、野良猫として手術をしたら、実は飼い主がいた。そこでトラブルになるというのは、現状ここ5年10年1度もありません。ただ、そういう事が今後問題となるとすれば、はっきり言って我々としては手を出せない事になってくる可能性があるのも、先ほど、委員が言われた野良猫を対象とするのではなくて、すべての猫に助成をするのであれば、逆にそれを考えなくてもいいのかなと思いつつ聞いていたのですが、ただ、市の補助金の金額の問題もあると思いますが、現場の人間としては野良猫という地域の猫の線引きが一番困ることが多々あります。一応、病院では耳カットはさせていただきます、それによって線引きをさせていただきます。

委員：

耳カットというのは、避妊をした猫が全部していると思っていたが、そうではないということ
で少しびっくりしておりますけど。先ほどの猫が妊娠している場合、他の自治体の状況を見ると、
墮胎の経費も補助の対象にすることも可能とすると書いてあることもあるので、その場合には少
し経費もかかることなのかと思っておりました。私はその前提として、不妊・去勢手術の助成制
度は有効だということはまず間違いないと思いますが、その次の助成対象とする猫と助成対象者
の二つはある意味リンクしていると思うので、先ほど委員が言われたように飼い猫をOKとする
ならば個人でもいい話だし、TNRということで地域に戻すということだけであるのか、地域猫
としてずっと面倒をみるということになるのと、ずっと面倒をみますという猫を対象とするので
あれば助成対象者は面倒をみますという人でないといけないし、とりあえず不幸な妊娠で地域に
野良猫が増えていかないということであれば、また違ってくると思うので、②と④はある意味、
セットになる部分があるのではないかとお話を聞きながら思います。その前提として、今、倉敷
市でこういう地域にいる野良猫問題について前回の答申以降、どれくらい地域に広報活動されて、
クレームがたくさんあるところで受入れの土壌ができていないか、ご説明をいただきたいと思いま
す。

会長：

倉敷市さんどうですか。

委員：

前回の答申から何年もたっているが、ここで不妊手術の助成をしようとしたということは、そ
れ以外の部分、地域で猫をきちんと管理していきましょうとか、自分とこの猫は捨てたりせずに
最後まで飼いましょうというような事も含めて、あと、町内会とかで地域猫としてやっ
ていこうとしているところが増えているとかいうような、前回の平成21年度から現在まで、
どういう啓発活動をされてきたか教えてください。

事務局：

啓発活動としましては、飼い主に対しては先ほどスライドに示しましたように答申を得られた
後も不妊・去勢手術ですとか首輪をつけて飼い主を明示するとか、室内飼養飼いというよ
うな事も継続して啓発させていただいています。それで、平成24年の動物愛護法の改正により、
引取りの拒否とか、飼い主の終生飼養、つまり最後まで飼い主が飼っている動物の寿命が
つきるまで

飼いましょうということですが、示されたことがありますので、例えば容易に保健所に持ってきた方がおられましたら、反対にお引き取りはできません、まず、不妊手術をしてくださいと指導させていただいたり、啓発をさせていただいております。所有者のわからない餌だけをやっていて所有していないような猫についても、餌をやっている人がわかれば、その方に餌の管理とか、トイレも管理できるのなら管理してほしいということと、不妊・去勢もできるならやってくださいと指導しております。それと、毎年広報くらしきの方にも猫についての飼い方の啓発ということで掲載させていただいております。その中で室内飼いを推奨したり、不妊・去勢の記事も載せさせていただいております。

委員：

倉敷市としては、そういう飼い主のいる猫については十分啓発をしているので、こういう不妊手術の助成ということは必要がないから、飼い主のはっきりしない、もしくは地域で世話をしている猫を対象にするのが今の実情にあっているということでこの資料ができているということですね。あと、もう一つは、飼い主のいる猫についても助成制度があるのではないですかね。

事務局：

公益社団法人で岡山県の中で1団体が飼い猫について助成金を出されています。

会長：

私は動物愛護財団からこちらに来させていただいていますが。動物愛護財団では会員の方という枠はありますが、寄付で賄おうとしておりますから制限がありますが、会員の方1世帯に限り1回かぎり1頭かぎり不妊・去勢の助成をしています。雄については3,000円、雌については5,000円です。そして申請期間を今年でしたら、6月21日から12月20日までに申請して、申請後に手術をして1月末までには明細書等をつけて申請するシステムで対応しています。あくまでもこれは飼い主のいる猫で、飼い主のいない猫・犬については対象ではありませんということで6年目ぐらいですかね、やっているところです。そして今倉敷市の提案の中の説明では保健所に収容されている猫はほとんどが幼猫でその中の8割以上が所有者のいない猫であるので、それらに対する対策として、ただし、その猫はまだ小さいので、対象としているのはうろろしているそれなりの猫で、それらを不妊・去勢することによって、それらを放すことであるので、直ぐに個数が減るのではなくて、その個体からの繁殖はしないということで数年先には、長期的にみて効果がでてくるとイメージされている。そして先ほどのスライド中で、先進的に実

施している自治体の例をみても、実施する前と直近ではかなり減っているというデータが出ており、財源も限られる中では、最初は所有者のいない猫を対象とするべきなのかなという感じもしているところですが、まだ、発言されていない委員どうですか。

委員：

飼われている人はマイクロチップの装着とか放し飼いにしないとかは当たり前のことですし、そういう事の啓発はしっかりして行かれるべきだと思います。所有者の意思と所有者のいない猫をどうするかが問題であるので、そのことに対して、まず対策をとることが一番であると思いますし、他の地域でも、私は瀬戸内市民ですけど、瀬戸内市からも広報の方から情報をよくいただきますし、よくわからなければ、出張して、町内の方に説明もしますということで。広報等での飼養管理は啓発されていると思いますが、それが出来た上で、最近瀬戸内市でも町内会でまとめて、そのような話を持ってきてくださいという事もしますし、野良猫対策をまず一番に済まして、対策が進んでいけば、より管理者全体の動物飼育に対する意識が変わってくるのではないかと思います。先ほど、飼っている猫に対する助成ということがありましたが、それよりもやはり、野良猫の対策を考えられるべきではないかと私は思います。

会長：

まだ、発言されていない委員。

委員：

私の住んでいる地域には高齢の方が大勢いまして、高齢で猫を飼っていますが、雄ですが去勢されていなくて、田んぼで放し飼いをされています。その猫が、たまたま我が家のベランダに上がってきて、あそこの猫だと思って、ある日、「去勢されていないですか」と聞いたところ、「してない」と返事されたので、「なんでされないですか」と再度聞いたら、「雄だから」と言われるんです。概念として、年配の方にはかなり避妊とかに興味がないようである。近所には別に年配のおばあちゃんがいて、猫は飼っているが避妊はしないという方です。「子猫が生まれたらどうするの」と尋ねると、「小さいうちは捨てられないから、自由に歩けるようになったら捨てる」と、聞いたらえっとなる話ですが、そういう方もいらっしゃいます。我が家も猫を飼っていますが、ドアを閉めていても家の中に外から入ってくる猫がいるので、我が家では避妊をして、ワクチンを接種して室内飼いしているのですが、そんな猫もいます。話が前後してすみません。

委員：

そういう話は結構多いですよ。不妊・去勢手術という認識がそもそもない人がおられますし、餌やりに対してなんら罪悪感をもっていないし、うちの地域では、飼い猫の方が多いかもしれないが、出入り自由で飼っている人が多いです。私が先ほど言いたかったのは、地域猫も家族で飼う猫も結局飼われているんです。地域で飼うか家族で飼うか、地域で飼う場合は助成対象になります。家族で飼う場合は助成対象になりません。その辺りが私はややわかりにくいんですが。それからTNRの場合はこれ自然淘汰でしょう。結局、不妊・去勢手術は実施します。で後は餌やりもしないわけでしょう。地域猫はやっても。

委員：

結局TNRでも餌はやります。

委員：

文書だけ読むとTNR活動か、委員が市民企画提案事業でやっているのは地域猫活動ですね。一応縦で分けます。市民企画提案事業で地域猫をやっています、一方で、TNR活動は不妊・去勢手術を実施して自然淘汰を、減らしていくことですよね。

委員：

地域猫も最終的には自然淘汰になります。TNR活動がしたいと言われる人は、餌をやっているうちに1年たち、お腹が大きくなってきた、で生まれちゃって、初めて手術しなければなりません。という半分飼っているように周りからは見えるけれども、自分としては飼っているつもりはないというか、お世話はしているけど責任は取りたくない。飼っていると明示して、糞尿の掃除とか、車を傷つけたとか、ご近所に迷惑をかけているので謝りに行くというようなそこまではしたくない、責任を負いたくないので、あくまで飼ってないというスタンスで、でも、それ以上被害が大きくなったらご近所の目もあるので、今までどおりしてきたいのだけれども、被害を拡大しないためにとりあえず手術をしておこうという考え方の人がいます。

会長：

私もTNR活動については、地域猫活動になると更にハードルが高くなって、そこで迷惑をかけられている人も猫の存在について認めて、同意が受けられた段階で地域猫活動になると思うが、そこに至るにはかなりハードルが高くてそこまではできない。ただ、餌をやる人がいて、そして、猫が増えていくのが困るので放すという活動、つまり、地域猫活動までいっていないレベルのボランティア、餌やりの活動の中で、猫が増えないようにすることかなと思います。言葉で書いた

ら、捕まえて、不妊・去勢して、放すだけということになります。ただ、実際には亀山委員が言われたようにほとんどの場合、後の少なくとも餌とかはやられているように思いますが。あと、愛玩協会さん、対象猫をどのようにするかという上で、特にTNRまた地域猫も飼い主のいない猫については対象とするかということで、意見をお願いしたいのですが。

委員：

助成対象としましては、大きな意味では飼い猫も対象に含めた方がいいとは思いますが、それは飼い猫はやはり自己責任という範疇でして、しかし、飼い猫が生んだ子猫が野良猫になる可能性があるわけで、その面ではどうかとは思いますが、しかしながら、まずは、所有者がいない猫を対象にするべきだとは思いますが。TNRした猫や地域猫も随時なんらかの方法で紹介していただいて、もし、飼いたいという人があらわれた場合、それは譲渡するという制度もあったらいいかなと思います。

会長：

あとまだ、2題ほど審議がありますので、一応、助成対象については、飼い主のいない猫を中心と考えていただきたいというような感じで、将来的には、飼い主のいる猫も考えてくださいというような事が盛り込まれればという感じですが、当面は飼い主がいない猫、地域猫、TNRについてもイメージができればと思いますが。それで、対象猫については、よろしければ次にいかせていただきたいと思います。

委員：

TNR活動ということと地域猫活動の二つの定義として書かれている事と、先ほど亀山委員がおっしゃっていることとの間に明確な差はないですね。

委員：

あります。

委員：

ありますか。ここで書いているといたら、トイレの設置等をしったりしてということしかないような気がします。

委員：

まず、地域猫活動というのは今試験的にしていますが、困っている人が個別に個人で会に相談してこられますが、そこでもし、TNR活動をするというのであれば、個人と会とのやりとりで、

不妊手術をして元に戻して、餌やりなんかもマナーを守ってしてくださいと指導させていただいていますし、糞尿があったら周辺の美化もできる範囲でしてくださいと奨めています。地域猫活動までしたいということであれば、地域住民の方を個別に廻って行って、町内会長さんに住民の方からしていただいて、役員会で地域猫活動が何かという説明をしていただいて、役員の方の承諾を得たら、会と町内会で誓約書を取り交わして協力して活動していくというスタートとなります。

委員：

地域の合意があるかないかというところが一番大きいですか。

委員：

そういう事です。はい。一応、TNRをしたいとおっしゃる方にも、隣近所には手術したいのだと思っていると伝えていただくとか、町内会の集合とかがある時には、こういう活動をしていると言った方が、スムーズですよ、何か問題があった時にも、飼い猫が間違っって手術された時にも責任を問われることを防ぐこともできますよとお伝えしています。結局、責任が誰にあるかということで、誰の責任で進めていくかという形になります。

委員：

TNR活動だと、友達と2人でも申請できるし、地域猫活動だとしたら町内会とか自治会とか広い範囲の代表からの申請になるであろうと考えてよろしいか。今、地域猫活動をされている人はそういう考え方ですか。

委員：

そういう認識です。

(3) 助成金額について

会長：

続きまして、3項目の助成金の金額についてですが、前回の審議会で倉敷市の方から雄、雌10,000円程度という話が出ていましたが、今回、他の自治体の助成金額や市内の動物病院の手術費用などを先ほど資料として提示されておられます。金額について、一部助成とするか、一部助成とするとどのような額が適当かという意見もありますが、助成する場合の金額について、意見をいただけたらと思います。

先ほどのスライドの中では、雌の助成額の大きいのは10,000円で、額が小さいのは雄で

は5,000円くらいであったと思いますが、また、雌の不妊手術費用の平均は21,860円であったように思いますが、何か意見はありますか。

委員：

7ページの手術の費用面について、市内12の動物病院の価格が書いてありますが、これが正規の料金でしょうか。それとも野良猫とか飼い主のいない猫を避妊されている方々が不妊手術に行った時の料金なのか、そのあたりがちょっとわからないので、教えていただきたいのです。

会長：

資料7ページの上の手術費用面についての説明をお願いします。

事務局：

この費用については一般的にお示しする正規の料金というか、一般的に動物病院は飼い猫の手術をするというのが普通だと思いますので、基本的には区別はないということを皆さんからお聞きしており、その正規の料金を示させていただいています。

会長：

私の理解では個体により、状態により当然料金が違ってくると思いますが、動物病院で手術を実施する場合、通常健康状態であれば自分の動物病院であれば普通はこれぐらいの料金というようなものが示しているような感じの調査でよかったですかね。

事務局：

そうですね。それで、やっぱり状態によってはプラスされると思います。たとえば、ノミ・ダニがついていけばノミ・ダニ駆除とか、まだ何も検査をしていなかったら検査費用がプラスでかかってくるような料金となり、猫の状態によっては料金が違ってくるのではないかと思います。一般的な手術費用という事です。

会長：

参考までに、この12の動物病院は倉敷市内の動物病院ですか。

事務局：

倉敷市内です。

会長：

委員、料金のことはどのようなようですか。

委員：

正規な料金としては、これは平均的な料金だと思います。これは全国的にみてもそんなに高く設定されていないと思います。前回の話で10,000円という話があったと思うのですが、わかりませんが、この手術費用の平均の半額ぐらいでいいのではないかと思います。大雑把な考え方ではありますが。もちろん、10,000円となれば雄猫の去勢手術はそれ以下で済んでしまうこともあります。先ほど話のありました雌猫の不妊手術の場合に妊娠している、していないで我々の負担も変わってきますが、資料に書いてあるのは当然妊娠していないパターンとう判断で、妊娠している場合は、他の病院のことはわかりませんが、うちの病院ですとやっぱりプラス5,000円かかってきます。そういう事を踏まえて考えて、普通の避妊手術ということではないと思いますが、私の考えだと、はっきり数字でいうと手術費用の平均の半額でいいと思います。

会長：

ほかに何か意見はありますか。

実際には先行している自治体があるので、当然今回のスライドにもありましたがそれらを参考にして助成額をだされるのではないかと思います。また、垣野委員からは大雑把ではありますが、平均の手術費用の半額という意見もありました。前回、正式なものではないが雄雌とも10,000円ぐらいのイメージを持っていると事務局で発言されていましたが、雄雌によっては手術費用の額が大分違うので、いくらか差があってもいいのではないかと思います。何か意見はありませんか。

委員：

まず、半額とか7割の助成で、100%の助成というのではないと思います。もし半額とか率を決めるとしたら、それぞれに上限額があってもいいのではないかと思います。病院によって費用が違うということがありますが、率だけでいいと5,000円のところは2,500円になるし、10,000円のところは5,000円になってくると思いますし、先ほどの平均的料金の半額程度を上限としてというような。半額よりは私は7割ぐらい助成してもいいのではないかと考えています。全額助成というのはいかがなものでしょうか。

委員：

私は素人ですから相場というのはいわかりませんが、また、資料7ページに書かれている費用の半額といのも妥当なのかもよくわかりませんが、たとえば、地域の防犯灯を設置する場合、市が15,000円ぐらいの補助がでます。防犯灯を設置する業者は山のようにありますから、

この動物病院の数とは比ではないぐらいの数があって、実際に市が補助を出す15,000円で設置する業者もいます。高いところ50,000円というところもあります。それを地域で選ぶのですが、その価格設定というものはよくわかりませんが、実際に手術を実施する垣野委員がこの半額でいいというのは、そんなに高いものではないと思います。

会長：

金額について審議していただきたいということなのですが、他の自治体では定額がほとんどですが、それを踏まえて、実際に倉敷市内での12動物病院での手術の実態を見て、最終的に場合によっては、金額などは他の自治体の例を参考に全額助成するのではないが、依頼主の負担が少なくなるように設定するようなことでまとめることで検討させていただいてもよろしいでしょうか。

委員：

金額を決めるのですが、市の方の予算はどうなんでしょうか。たくさん申請がきた時に、それに対する対応は考えられていますか。

会長：

先ほどの説明の中で頭数に制限を設けないけれど、ただし、予算の範囲内での説明がありました。

事務局：

予算には限りがありますので、今後予算を要求していくと思いますが、予算の範囲内で助成をしていくようになります。範囲を超えて申請がある場合は次年度に次年度にと継続していくようになると思います。

(4) 助成対象者について

会長：

それでは4番目の助成対象者について意見を求めたいと思います。先ほどの市からの説明では1人でなく2人以上の複数のグループで申請または自治会による申請を想定しているとありました。また併せて地域の人の同意も必要であるとしているように思われますが、今までも少し出ていると思いますが、みなさんの意見を聞かせていただければと思います。

そして、先ほどの地域猫活動とTNR活動の違いのところ、よくわからないとありましたが、私も地域猫活動については、あくまでも餌をやっている方以外に迷惑をかけている方、つまりそ

の地区の自治会の住民の方々もそういう事をする事を認める合意を受けることができているのが地域猫活動で、その合意を得るための話し合いや協議に日にちとかエネルギーがかかったりするんで、このあたり負担をすべてクリアすることはなかなか難しいというところが、一番大きな違いではないかと思っています。そして先ほどでは、一応飼い主のいない猫を対象にすることをしましたが、今度は人の方での審議でございます。

委員：

周辺地域の合意があるかないかというところが大きな違いではあったとしても不妊手術をしようと思っている人の最初の想いが一緒であれば、どちらも対象にする方がやり易いと思います。ただ、その前提として地域の人、それから亀山委員のようなボランティアで地域猫活動を進めていこうと思っている人と行政が協働していかないと、どこかが抜け落ちると続いていかないと思いますので、この制度をつくった後の繋ぎについて、例えば、定期的に1年に1回とか地域猫活動でされている人であったらアンケートをとったりして今後のことを考えていき、また、その中で対象とする団体や対象とする猫を絞り込んでいくという、1回決めたという事ではなく見直しができるような啓発活動をしていただくという事を条件につけて、最初は2人以上もOKかなと思います。ただし、ご家族2人というのはだめだと思います。

会長：

今の意見は2人以上であれば、地域猫活動までもできていなくても1年に1回はアンケートや情報報告というような、やりっぱなしではないというようなことを条件づけとして少数の人でもいいということですか。

委員：

すぐには条件づけできないかもしれませんが、そういう想いを行政がもたれる必要があるのかなと思います。

会長：

なるほどです。助成した後もしっぱなしではなくて地域のことを把握するように行政にしてもらいたいということですね。

委員：

はい、やっぱり生を全うしてというか、効果があらわれているかという事は見ていく中で対象が増えるかもしれないし、逆に、しぼっていくというか、そういう事も何年か後には検証してい

ただいたらと思います。

会長：

とりあえず、最初は少ない人数のところも対象として、後は、そういう検証しながら変更していくということですね。

委員：

どちらがいいのかは、よくわかりませんが。最初に厳しくしておいて緩くするのと。どちらがいいのか、現実がわからないので。

委員：

私たちが相談をもらうのは、ある自治会から相談をもらうのではなくて個人が多いです。1世帯とか近所の2、3世帯と一緒に困っているといった、何十世帯からの自治会からまとめて意見をもらうことはないです。自治会とか大きい団体でくると申請とか何とかいって手続きが面倒ですし、即効性としては難しいのではないかと思います。

委員：

2人がいいかどうかはわかりませんが。

会長：

市民の方がなるべく利用し易いような方向でいうことで。

委員：

現実、動物病院としても自治体というか、ある団体からというケースよりほとんどが個人からです。私の住んでいる町内では、町内の方と話をして手術を実施していますが、それ以外では、まず個人の方が言われてきまので、窓口としてはそこから拡げていくのが一番かと思います。

会長：

ほかに何かありませんか。

今、意見を頂いた中で飼い主のいない猫を、この問題を解決には、まず幼猫の数をなるべく少なくする。さらには飼い主のいない猫について不妊・去勢手術を実施する。それをする時にも、猫を連れてくる方は確かに1人ではちょっと問題があると思うので、地域猫活動でつれてくる猫でもいいのではなかろうかという意見が多くあります。そして、少人数でもというのも、実際に困られている市民の方が申請し易いような対象にできればよいのではないのでしょうか。ほかに何かありますか。

委員：

資料の11ページを拝見しますと市がイメージしているのは、明らかな団体とかグループということにこれですと読めますが、ここまでいなくてもいいというようなお話ですか。

会長：

いえ、あくまでも1人ではいけないのではないかなということで。言葉でいえば2人以上になると思います。ただ、このイメージというのは、先に申請して了解を得られて手術をして、後から助成金を交付するという流れで、助成制度を実施する場合によくあるパターンで、我々が実施している飼い主がいる猫の場合でも、もう手術をしてしまったが動物病院でそういう助成制度もあるということを聞いたので、これを助成してくださいということが結構ありますが、そういうのに対しては、先に申請をしてでないと助成はできませんと対応させていただいております。

委員：

私も委員と同じイメージの質問でして、普通、団体と複数申請は違います。団体、権利なき社団とか難しい法律用語とかもありますけど、自治会、町会、商工会ですと典型的な団体ですよ。①の団体と言えば、亀山委員とかの動物愛護活動団体も明らかに権利なき社団で団体なんですけど、2人以上の狭い意味のグループというのは2人以上で申請すればいいですよという事であれば、それは団体ではなくて個人が2人いるということです。もしくは3人いるという事で大分要件が違ってきます。理屈の問題というよりは、市で条例をつくる時に言葉遣いが全然違ってくるので、どちらがいけないという話しではなくて、純粹にわざわざ1人ではダメと言っているから、2人以上ならいいということなのか、所謂これほんと変な言葉ですね、権利なき社団という法律用語なんですけど、それだけで貯金通帳が作れるぐらいのまとまりのある団体というのまで要求するのか、ちょっとはっきりしないので、そこは今のご説明では、どちらでもいいのか、どっちかにしろということなのかは、少なくともそこは明らかにして答申しないといけないのではないかと思います。

会長：

グループのところですね。

委員：

そうですね、グループというのは個人が3人いるとか4人いるというのがグループだし、自治会の広い意味でグループですね。普通はグループというと2人以上、1人ではないよ、いうだけ

のように聞こえますね。それでよければそれでよいので、その時は団体という言葉を使わないことですね。

会長：

団体またはグループというような言い方でいいのですか。

委員：ありがとうございます。

そのほうがまだいいかもしれないですね。権利能力なき社団という言葉の説明していたら30分以上かかってしまいますので、要はですね、単純に団体ということで答申したら、市でつくったのが個人の複数申請なのか、所謂権利能力なき社団ぐらいのまとまりを持ったものなのか、わからないまま、市の都合でつくってしまって、後で文句を言われたらお気の毒でしょうという話です。

委員：

助成対象の猫ということ地域住人の2人以上が所有者がいないことを証明したらいいのであれば、2人が証明してくれて、例えば私個人が申請してもいいのですかというニュアンスということなのか。じゃなくて、例えば〇〇グループと名前をつけて構成員が誰と誰ですというのを出さないといけないのか、AさんとBさんがこの猫は地域で誰も飼い主がいないですよということに同意してくれた書面をつけて個人が申請してもいいんですかというところと、ここに書かれている自治会の同意が必要というところのハードルが大分違うかなということですね、委員。

委員：

そうですね。今の例えで言えば証明者2人いるという要件の問題なのか、申請者の属性の問題なのか、ちょっとわからなかったですから。時間がないので1つだけ申し上げます。所有者がいないことの証明ということと、先ほど言ったように、この猫は所有者がいないことを証明しますと個人が書面をだしてくれることは少し話が違って、多分要件として、資料9ページの助成対象の猫というところで、後から気が付いて申し訳ないのですが所有者がいないことの証明という文章をみて、所有者がいないことの証明を要件としたらまずいと思います。所謂、ないものの証明は悪魔の証明とか言われて、安倍首相が言って有名になりましたが、法律上何ががないことを証明せよという事で、普通条文つくりませんので、多分、要件として所有者がいないことを証明してくれる人を2人つけるとかならいいのですが、対象猫の要件として所有者がいないことを証明しなければならないということは少しまずいと思います。もし、するとすれば、所有者がいないと信

じるに足りるだけの状況を証拠に残しておくこととか、所有者がいないと宣言してくれる人の署名等をつけるというような要件の方の話であり、対象猫の要件として所有者がいらない証明のある猫というのはどうなのかという気がします。

会長：

法的な部分での言葉の遣い方、また、説明の仕方を注意するということですね。

委員：

助成対象の猫としては、所有者いない猫であることだけでいいと思います。

会長：

大分時間も迫ってきましたので、この4番目の審議につきましては、これぐらいで終わらせていただきたいと思いますが、結果としては、飼い主のいない猫に関する諸問題を解決するためには、何等かの対策が必要である。その中で、動物の命を大切に思い、猫に不妊手術を受けさせ、猫の寿命を全うさせようとしている市民の方々がいて、そういう方が利用し易いような助成制度なるように配慮していただきたいと思います。というような感じの文言も少なくとも入れていただきたいと思います。

何か最後に意見等、発言されたいことがありますか。

委員：

確認ですけど、手続きのイメージとしては、先に申請をした上ででないでないと助成金の交付は難しいという判断になりますか。現実に現場ですと、今日、猫が捕まったんだがすぐ手術をしてもらえますかというケースがほとんどです。ですから、手順を踏まないと交付できないものなのか、そこがちょっと聞きたいと思います。

会長：

イメージ的には、市の方はどのように考えていますか。

事務局：

例えば、必ず猫を捕まえなければならない行為をしなければならないので、その捕えようとした段階で申請はできるはずと考えております。ですので、手術の前に申請して、手術して、助成金を交付するという事で、申請してすぐに手術してくださいという事ではないですから。申請して、しばらく猫が捕まらなかったとしても、申請は生きています。

委員：

猶予期間はあるということですか。

事務局：

そういう事です。

委員：

そういう気持ちがありますよという事をまず申請するという事ですね。

事務局：

はい、そういう事です。

委員：

それだけ、周知徹底してないといけないことですね。

事務局：

はい、動物病院の先生にも見積りをいただかなければいけないので、やはり、これぐらい費用がかかりますよというのは事前にお聞きした上でということを考えております。まあ、いろいろ計画をたてた上でということで。

会長：

助成するとなったら、最終的には予算も限りがあるので、まず、普通行政が実施する場合は、申請がないと先に手術してしまっても助成ができないということが多いと思います。ただ、それに至るまでは、助成制度ができた場合にはこういう制度があるということをしっかり普及啓発していただいて、運用としては、手術直前でないと申請できないというものではないというようなことにしていただいて、先に申請していただいて、捕獲にかかり、うまくいけば不妊・去勢手術の助成を活用できるというような制度にしていいただければと思います。

委員：

申請して捕まえるということですが、申請しても捕まらない場合には、1匹の猫を対象にまた2つ申請がくることもあると思うので、申請してから捕まえて助成金をもらうということは無理な面があるように思いますが。

会長：

最終的には運用面になれば、手術した後からではいけないが、動物病院に少なくとも手術直前に、こんな状態があつて、このような状況で、制度があるがまだ申請が間に合っていないというよう時は、もしかしたら運用でなんとかできることもあるかもしれませんが、ただ、基本は、申

請してから手術、助成への流れでないと行政的には難しいと思います。

委員：

品物とかは必ずできますよね、物もわかるし、必ずあるからそれを申請するのですが、犬や猫の場合は必ず捕れるとは限らないということですし。

会長：

極端に言えば、最終的に期間をどのようにされるかわかりませんが、例えば4月に申請していて、1か月、2か月、3か月と実施できませんでしたということもあるし、最終的に実施出来ない事もあり得ると思いますね。

委員：

あり得るのですが、それでは後から申請した人が予算オーバーで申請できないということもできますね。その辺りのことも少し考えた方がいいかなとも思います。以上です。

会長：

運用面では、今のようなイレギュラーなことも配慮して運用していただきたいということですね。そうしましたら、これで私の担当の審議を終わらせていただきまして、事務局の方に進行をお願いします。

事務局：

皆さま、長い間どうもありがとうございました。では、次回はこの度ご審議いただいた結果を答申案にお示しして、最終的にまとめるということになります。次回は10月に開催する予定にしておりますので、よろしく願いいたします。以上で本日予定されている議事はすべて終了しております。皆さま円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

では、閉会にあたりまして、保健所参事がご挨拶を申し上げます。

3. 閉会

閉会挨拶